

別記「落札者決定基準（標準例）」

入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性、社会性」をもって入札に参加し、次の 及び の要件に該当する者のうち、総合評価により得られた評価値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、総合評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内であること。

総合評価値が、標準点を予定価格で除した数値「基準評価値」に対して下回らないこと。

入札金額が富士河口湖町低入札価格調査実施要領の調査基準価格を下回った者は次の要件を満たしていること。

- 1 評価点数の合計が参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。
- 2 設計額に対して次の全ての項目を満たすこと。
 - ・直接経費（直接工事費＋共通仮設費の積上分）の75%以上
 - ・共通仮設費（共通仮設費の率分）の60%以上
 - ・現場管理費の50%以上
 - ・一般管理費等の30%以上

ただし、各経費の区分が上記と異なる場合は、その都度定めることとする。

（1）総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とし、「加算点」の満点は、10～30点の範囲内で工事ごとに定める。

イ 「加算点」の算出方法は、下記「1」「2」の評価項目ごとに（2）評価の基準に基づき評価をおこなった結果、評価項目ごとの得点（以下「評価点」という。）の合計値が最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者はそれぞれの「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (評価点数の合計値 / 評価項目ごとの得点合計の最高点数) × 満点

加算点、評価値は小数第3位まで表示

「1」 企業の技術力について

「2」 企業の信頼性社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計（以下「技術評価点」という。）を、当該入札者の入札価格で除して得た総合評価値をもって行う。

総合評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 100,000,000

= (標準点 + 加算点) / 入札価格 × 100,000,000

評価値は小数第3位まで表示

(2) 評価の基準

評価の基準は、次の評価項目について、それぞれの評価基準と評価点によって評価を行い、加算点を算出する。

簡易型の施工計画は、下表5項目から1～2項目を選択する。

特別簡易型は、施工計画を選択しない。

施工計画以外の項目は、簡易型、特別簡易型共通とし、工事特性、公告においての必須要件を踏まえて選択する。

企業の技術力について

評価項目	評価基準	評価点
施工計画		
1 工程管理に係わる技術的所見 「 に係る技術的所見 」	工程管理が適切であり、工程上重要な項目が掲載されている	10
	工程管理が適切であり、工夫が見られる	5
	工程管理が適切である	0
	未記入である、または不適切である	欠格
2 品質管理に係わる技術的所見 「 の品質管理について 」	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切であり、重要な項目が掲載されている	10
	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切であり、工夫が見られる	5
	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切である	0
	未記入である、または不適切である	欠格
3 施工上の課題に対する技術的所見 「 の対策について 」	課題に対して、現地条件を踏まえており適切であり、重要な項目が掲載されている	10
	課題に対して、現地条件を踏まえており適切であり、工夫が見られる	5
	課題に対して、現地条件を踏まえており適切である	0
	未記入である、または不適切である	欠格
4 安全管理に留意すべき事項 「 に留意すべき 」	留意事項に対して、現地条件を踏まえており適切であり、重要な項目が掲載されている	10
	留意事項に対して、現地条件を踏まえており適切であり、工夫が見られる	5
	留意事項に対して、現地条件を踏まえており適切である	0
	未記入である、または不適切である	欠格
5 施工上配慮すべき事項 「 に配慮すべき 」	配慮事項が、現地条件を踏まえており適切であり、重要な項目が掲載されている	10
	配慮事項が、現地条件を踏まえており適切であり、工夫が見られる	5
	配慮事項が、現地条件を踏まえており適切である	0
	未記入である、または不適切である	欠格

評価項目	評価基準	評価点
配置予定技術者の能力 1		
6 資格	一級土木施工管理技士等又は技術士等	1
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0
7 同種工事の施工実績 2	主任技術者（監理技術者）として同種工事の実績あり	2
	担当技術者として同種工事の実績あり	1
	その他	0
8 優良工事技術者表彰 3	表彰の実績有り	1
	表彰の実績なし	0
9 工事成績 工事成績評定点の平均点 4	75点以上	2
	70点以上75点未満	1
	70点未満又は成績実績なし	0
10 継続教育（CPD）の 取組 5	取得状況が優良	1
	取組なし又は取組み状況が上記未満	0
企業の施工実績		
11 同種工事の施工実績 2	富士河口湖町・国・都道府県・公団等の同種工事の実績	2
	他の市町村・公営企業等の同種工事の実績	1
	その他の施工実績	0
12 工事成績 当該工事での工事成績 評定点の平均点 4	80点以上	4
	75点以上80点未満	2
	70点以上75点未満	1
	70点未満又は成績実績なし	0
	*過去2年連続平均点60点未満または前年度以降において55点未満の工事成績がある者	-2
13 優良工事表彰の有無 3	特別表彰の実績あり	3
	表彰の実績あり（特別表彰と重複はしない）	1
	表彰の実績なし	0
14 事故及び不誠実な行為 6	指名停止期間3ヶ月以上	-4
	指名停止期間1ヶ月以上3ヶ月未満	-2
	指名停止期間1ヶ月未満	-1
15 品質管理・環境マネー ジメントシステムの取り 組み状況	ISO9001又はISO14001を取得	1
	認証を未取得	0

- 1 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてとることができる。この場合、審査資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、最も低い評価を受けたものをもって算定する。
- 2 同種工事の実績は、過去1年間及び当該年度の実績を対象とする。
- 3 優良技術者表彰及び優良工事表彰は、山梨県優良工事表彰制度により過去3年間及び当該年度において工種を問わず表彰実績があれば対象とする。
- 4 工事成績評定点の平均点は、山梨県発注工事で過去3年間に完成したもの及び当該年度の工事成績が公告日より1ヶ月前に確定したものをを用いるものとする。
配置予定技術者の工事成績は、主任技術者（監理技術者）として最終登録された全ての工事を対象とする。
企業の工事成績は、入札参加資格とした工事の業種（建設業法第2条第1項に掲げる業種）と同一業種の工事成績を対象とする。
- 5 CPD：Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味する。
建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価するものとする。なお、単一企業の社内研修会は単位算定の対象外とする。

参考

主な認定団体の推奨単位

(社)日本技術士会	150単位(3年間)
(社)全国土木施工管理技士連合会	20単位(1年間)
農業土木技術者継続教育機構	50単位(1年間)
(社)日本建築士連合会	50単位(1年間)

- 6 事故及び不誠実な行為は、前年度及び当該年度の審査日までを対象期間とし、複数回指名停止を受けた場合は、合計日数とする。また、指名停止期間が前々年度から前年度にまたがっている場合は、対象年度の日数だけでなく全ての日数を対象とする。

企業の信頼性、社会性について

評価項目	評価基準	評価点
地域精通度 1		
1 地理的条件 (企業)	施工実績あり	1
	施工実績なし	0
2 地理的条件 (技術者)	施工実績あり	1
	施工実績なし	0
地域貢献度		
3 災害協定の締結 2	締結実績あり	1
	締結実績なし	0
4 除雪業務委託の実績 3	受託実績あり	1
	受託実績なし	0
5 その他の地域貢献 4	実績あり	1
	実績なし	0
6 その他の地域貢献 4	実績あり	1
	実績なし	0

- 1 地域精通度については、近隣地域での過去11年間及び当該年度の施工実績を対象とする。
- 2 富士河口湖町地域防災計画に掲載されている富士河口湖町が災害時に備えて締結した各種協定を対象とする。
- 3 富士河口湖町が発注した除雪業務委託の実績とし、対象期間は過去5年間及び当該年度とする。
- 4 その他の地域貢献は、ボランティア活動、高齢者・障害者雇用の状況、労働福祉、介護休暇制度創設事業所等から必要に応じ2項目まで選択することができる。